

第4回半田市議会定例会文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月5日、午後1時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第56号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

水ぼうそう（水痘）及び高齢者肺炎球菌予防接種対象者への周知方法は。とに対し、

水ぼうそう（水痘）の予防接種については、1歳以上3歳未満の幼児が対象ですが、平成26年度限りの経過措置として、3歳以上5歳未満の幼児も対象となります。事業を10月から開始し、3月まで約6か月間ありますので、幼稚園、保育園等に通園している幼児については、園からチラシの配布やポスターの掲示で周知いたします。その他、3歳児健診時などに保護者へPRをしていく予定です。

また、高齢者肺炎球菌予防接種については、新規に対象となる65歳及び70歳の方には、郵送で個別通知いたします。75歳以上の対象者については、現在も行っている制度のため、市報やホームページ等により周知を図っていきます。とのこと。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に係るシステム改修費として、3特別会計へそれぞれ繰出しをしているのはなぜか。また、会計ごとで金額が異なるのはなぜか。とに対し、

特別会計のシステム改修費については、会計ごとに経理をするよう指示があり、各会計で計上しました。金額については、それぞれの事務処理システムの内容に応じて必要な改修費を按分し計上しております。とのこと。

（仮称）亀崎幼稚園園舎改築工事に係る補正予算3,132万円の詳しい内容は。とに対し、

本年度4月、設計金額を再計算した結果、予算編成時と比較し、約8.8パーセントの建設物価等の値上がりが判明しました。そのため、工事を分離し、入札を行い、5月の臨時会では本体工事の契約締結の議決をいただきました。今回の補正予算の内訳は、本体工事以外の部分で排水溝、境界ブロック・フェンス等の付帯工事が約2,000万円、調理室の調理台、棚等が約530万円、上下水道の引き込み工事が約380万円、仮設園舎解体後の跡地補修等が約200万円となっております。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第57号、議案第58号及び議案第59号については、それぞれ補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

各特別会計にマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されると、プライバシーの問題や情報流出の危険が考えられるが、どのようなメリットがあるのか。とに対し、

他市町から転入の際の所得状況確認や保険加入時に必要となる各種情報がより早く正確に確認することができ、提出していただく必要書類等が不要となるため、市民の負担も軽減されます。とのことでした。

その後、討論を省略し、それぞれ挙手により採決した結果、3議案とも賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第62号及び、議案第63号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

保育室の広さは、乳児室とほふく室を兼ねて、一人当たり3.3平方メートルなのか。とに対し、

0歳と1歳の乳児室は、国の基準では、1.65平方メートル以上とされていますが、半田市は愛知県の児童福祉施設の基準を参考にして、一人当たり3.3平方メートル以上とし、保育室を区別することなく良好な保育環境を確保するため、独自の基準を定めました。とのこと。

一人当たりの面積が広くなると、建物に係る経費も高くなると思うが、どのように判断して、この基準とすることにしたのか。とに対し、

まずは、子どもにとって良好な環境はという視点のもと、安全面からも、過密な状況は好ましくないという判断をして、このような面積基準と決めました。とのこと。

保育従事者の資格については、小規模保育のA型、定員20名以上の事業所内保育を除き、家庭的保育者または家庭的保育補助者等が従事できるものとしているが、保育士資格を持っていないでもいいのか。また、食事の提供については、どのようになっているのか。とに対し、

保育士資格を持っていない方でも、必要な研修を修了した方を配置できることとなっております。また、食事の提供についても国の基準で定められており、居宅訪問型保育事業を除き、地域型保育事業の事業者は、基準に従い食事を提供することとなっております。とのことでした。

その後、討論を省略し、それぞれ挙手により採決した結果、2議案とも賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、請願第2号及び請願第3号の2請願については、それぞれ提出者の意見陳述の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ挙手により採決した結果、2請願とも委員全員をもって採択することに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。